

平成 26 年度第 4 回企業向け人権啓発講座

日 時：平成 26 年 8 月 27 日（水）14：00～16：00

場 所：京都市勧業館みやこめっせ 大会議室（地下 1 階）

テーマ：刑を終えて出所した人の人権～社会を明るくする運動への企業の理解～

講 師：小野 篤郎（京都保護観察所 所長）

事例発表：十河 秀夫（株式会社 ケーエム工業 代表取締役）、

小森 浩司（株式会社 輝コーポレーション 取締役）

○小野 皆さん、初めまして。京都保護観察所長の小野と申します。今日は、刑務所出所者等の就労支援がなぜ必要かということを中心に、お話をさせていただきたいと思います。

今、私のいる京都保護観察所は、烏丸今出川に役所がございまして、築 45 年の老朽化した建物なのですが、そちらに職員が 27 名ほどおり、保護観察、生活環境調整という業務、犯罪予防活動、そのほか様々な活動を行っております。

私は今から 30 年前に保護観察所に勤務をいたしまして、初めての勤務地は埼玉県にある、浦和保護観察所（当時）でした。その当時は、保護観察という言葉自体が余り知られていなくて、保護観察所がどのような業務を行っているかということは全く知られていませんでした。裁判員制度が出来てから、今はかなり関心を持たれるようになり、保護観察についても一般の方に知られるようになってきましたが、その当時は全く知られておらず、保護観察所にこのような電話が掛かってきました。「もしもし、セキセイインコを飼ってるんやけど、どうやって育てたらいい？」と。そのような照会の電話があったことを記憶しています。

今、保護観察に対する関心がかなり高まっており、今日は更生保護の一般的なお話と、特に就労支援、皆様方も就労支援について非常に関心を持たれていると思いますので、更生保護と就労支援の関係について、お話をさせていただきます。我々は、更生保護と呼んでいますが、地域で支える更生保護について、まず、歴史的なお話の方を少しさせていただきたいと思います。

明治に入りまして更生保護の源流として有名なのですが、治水事業で有名な金原明善^{きんばらめいぜん}と静岡監獄の副典獄^{ふくてんごく}、当時の静岡刑務所の副所長であった川村矯一郎^{かわむらきよういちろう}が、静岡県の出獄人保護会社を作ったという話があります。それが更生保護施設の先駆けと言われており、今の更生保護の先駆けになっています。

この出獄人保護会社が出来たきっかけとして、実はエピソードがございまして。川村矯一郎は自由民権運動で静岡監獄の方に投獄された経歴がある方で、その方を金原明善が見い出し、当時の静岡県知事に進言して、静岡監獄の副典獄にさせたというエピソードでございまして。

静岡監獄の副典獄になった川村矯一郎が、中にいる受刑者に対して更生するように熱心に働き掛けを

し、静岡監獄の中でも札付きの悪がいたのですが、その悪に対してかなり指導を加えたことで、出所するときには更生したいという希望を持って出て行きました。その方が、自分の家に帰ってみたところ、奥さんがほかの男性と既に再婚して子どもが3人もいて、そういう中で、帰るに帰れなくなり、結局、親戚を頼っていくのですが、親戚も拒否をしてしまいます。強盗や殺人など、そのような大きな事件を起こした人間なので、誰も引き受けてくれません。最後は警察の方にも相談に行き、何とかめんどうを見てくれと頼んだのですが、結局、警察では刑務所から出た人間を保護することはできず、どこにも行き場がなくなって、結局、自分がまた再犯をしてしまうおそれがあったので、最終的には入水自殺をしてしまったという出来事がありました。

それが金原明善と川村矯一郎に伝わり、これは何とかしないといけないということで、出獄人保護会社という、刑務所出所者の衣食住の支援をする民間の施設を初めて作ったわけです。それ以外に、今の保護司の先駆けとなる司法保護委員を1,700名委嘱するなど、保護司制度の先駆けを作った方、それが源流となっております。

そのように更生保護は民間主導で発展を遂げてきたわけですが、戦後、関連する法規や官側の体制が徐々に整えられ、現在では刑事司法の一翼であるアフターケアの部分を担っています。

それで、レジユメのスライド4を御覧いただきますと、通常、一たび地域社会で犯罪が起こると、その真相を究明して、罪を犯した者の処分を決めるための捜査や裁判が行われます。テレビドラマなどでは、捜査や裁判が終われば物語も終わりというパターンが多いですが、現実には刑務所や少年院に収容されても、いずれは釈放されて地域社会に戻ってくるなど、その後も物語は長く続くわけです。

このような刑事司法の流れの中で、出所後の生活の環境調整が、刑務所や少年院収容中から行われており、出所後は保護観察が行われる中で、地域社会で生活をしていくという物語が長く続いていくのです。

更生保護は、刑事司法の流れの中で、刑務所や少年院に収容中から出所後の生活についての、環境調整、仮釈放の審理決定、保護観察を行うことなどを意味します。それらは社会内処遇と呼ばれていますが、そういった部分を担って犯罪や非行に陥った者を地域の中で立ち直らせて社会復帰を支援し、その再犯防止を図ることで、地域の安全や安心の実現に貢献するという大きな役割を持っております。

これが更生保護の一般の流れになりますが、更生保護の担い手として、まず法務大臣の下に法務省保護局がございます。これは、更生保護行政全般の企画や立案等を行っている組織で、その下に地方支分部局である地方更生保護委員会、それから保護観察所があります。

地方更生保護委員会というのは高等裁判所の所在地に置かれており、全国8箇所ございます。そちらの方では、委員と呼ばれる職員と保護観察官と呼ばれる職員が配置されています。主に刑務所や少年院からの仮釈放等の審査をする役所でございます。

保護観察所は全国で 50 箇所あり、地方裁判所の所在地に置かれており、保護観察、生活環境調整、医療観察という業務などを行う実施機関です。全国で、約 1,000 名の保護観察官と、社会復帰調整官が 180 名働いています。ただ、役人だけで更生保護はなかなか動きませんので、民間との協働態勢の下で動いております。

保護司、更生保護施設、協力雇用主、更生保護女性会、BBS 会という民間団体があり、それらの方々の御協力によって、更生保護が行われております。

我々の業務の中心的な働きに、保護観察があります。

更生保護の中でも中核的な制度でございます。保護観察とは、罪を犯した人や非行のある少年が地域社会の中で更生できるように、保護観察所の保護観察官と地域の保護司が協働して指導や援助を行う制度です。

保護観察対象者には、それぞれ種類がありますが、保護観察対象者約 89,000 人を約 48,000 人の保護司と、約 1,000 人の保護観察官で指導しているという状況でございます。

民間の篤志家である保護司の協力を得て実施されていますが、保護司には給与がありません。無給のボランティアです。しかし、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員という身分なので、実費弁償金のみ支給されますが、無報酬で、困難な業務に当たっていただいている状況でございます。

刑務所や少年院を釈放され、保護観察の身となりますと、遵守事項として、毎月、保護司の下に定期的に通って指導を受けることが決められております。併せて、保護観察官が時々必要に応じて面接を行います。それが保護観察の基本的な流れです。

次に生活環境調整という業務を御説明します。

刑務所や少年院に収容されている人は、家庭、交友関係、生活面においてかなり問題を抱えた人です。そういった人たちを再び社会の中に戻していくためには、彼らの抱えている問題をある程度改善していかないと更生への道を歩むことはできません。

矯正施設収容中から、生活環境の調整を行って社会復帰を図ります。

刑務所の中では、誰に引受人になってもらいたいかを本人の希望に基づいて決めます。例えば、A市の両親宅に帰りたいと言う人がいれば、そのように調整していきます。

刑務所や少年院から釈放されるとなると、まず必要になってくるのが釈放後の住まいです。それから引受人。この引受人とは、本人と同居するなどして、生活の状況に配慮して、本人の改善更生のために特に協力する人のことです。つまり、身元引受人は大抵、親や兄弟が多いですが、中には知人が引受人になる場合もあり、本人の更生に協力してくれる人が引受人ということになります。

そのほか必要な出所後の生活環境を整えるということでは、家族や関係人の理解・協力を得ることや、釈放後の就業先若しくは通学先の確保などがあります。人によっては、例えば、暴力組織に入っていて、

地元に戻ってしまうとまた暴力組織に加入するという状況を避けるために、帰る場所を他に定めて、そういう関係を断ち切る、あるいは交友関係に問題があれば、その交友関係の改善のために調整を行っております。

通常は、引受人は親など身内になりますが、身内が引受人にならない場合は、更生保護施設という、これは民間の施設ですが、法人が経営する施設に帰る方もいます。ただし、更生保護施設は全国で103箇所しかございませんので、全ての方を受け入れるわけにはいきません。

生活環境調整が終わると、最終的に仮釈放になります。仮釈放とは、刑期の途中で仮に釈放して更生の機会を与えるということです。これは恩典なので、全ての人が仮釈放の対象になるわけではありません。刑務所の中の受刑態度、それから生活環境調整の状況、例えば、引受人が全くおらず、更生保護施設にも入れないという人は仮釈放にならず満期釈放になります。仮釈放になった場合には、仮釈放の期間は残りの残刑期、仮釈放になってから刑期が終了するまでの残期間を、保護観察を受けてもらいます。刑務所出所者の中には、例えば、無期懲役の方もいます。無期懲役でも仮釈放にすることはできますが、その場合は終身、保護観察を受けることになります。ただし、保護観察を終わらせる方法があります。刑の執行の免除ということで恩赦になった場合にだけ無期懲役の方も一生保護観察を受けるのではなく、途中で終了させることができます。

更生保護が抱える課題とその対策についてですが、刑務所出所者等の「出番」と「居場所」の確保が重要です。出番とは仕事のことで、居場所とは住まいのことです。それを確保していくことが、彼らの再犯・再非行を防いでいく大きな要になります。

レジュメのスライド11に刑事施設の年末収容率と書いていますが、これは収容者数です。グラフを見ていただきますと、平成16年から少し上がりまして、平成18年の頃には過剰収容で、刑務所の方がかなり定員を超えて収容する状況が続いていますが、収容者数の方は徐々に減少してきており、今のところ、収容率の方は73パーセントほどで推移をしています。過剰収容と言われていたときから比べれば、だいぶ落ち着いてきている状況でございます。

平成19年の犯罪白書に出ている統計資料で、昭和23年から平成18年9月30日までに有罪が確定した者のうちで初犯者・再犯者の区分をせずに無作為に抽出した100万人を対象にして調査が行われました。1人で何件も罪を犯した者もあり、168万件の事件数になりますが、その調査の結果、犯罪者のうちの約3割が再犯者だということが分かりました。その3割の再犯者は、件数で見ると約6割の事件を起こしています。

これによって、刑務所出所者等の再犯防止が犯罪の抑止に特に重要であるということが認識されました。

レジュメのスライド13にある二つのグラフは、再犯者率と再入者率を示したものです。再犯者率と

いうのは、検挙人員に占める再犯者の割合です。再犯者の数は平成 19 年から少しずつ減っていますが、それ以上に初犯者の数が減っており、その結果、再犯者率が平成 9 年から一貫して上昇を続け、統計が少し古いですが、平成 24 年は再犯者率が 45.3 パーセントとなっております。

それから、右グラフの再入者率ですが、刑務所に入った者の人員に占める再入者の割合になります。再入者の人員は、平成 18 年をピークとして、その後、僅かずつ減少傾向にあります。再入者率自体は平成 16 年から上昇し続けており、平成 24 年度は 58.5 パーセントとなっています。これらのデータから、犯罪で検挙された人や刑務所で服役することになった人の約半数が再犯者ということになります。

これらの再犯の現状等によって、政府の方で平成 24 年 7 月に犯罪対策閣僚会議が行われ、その中で再犯防止に向けた総合対策が作成されました。これは、4 つの重点施策が示されており、対象者の特性に応じた指導及び支援を強化することで、高齢・障害者に対する福祉的な支援を行っていくことと、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援を行っていくことです。

それで、2 点目が大切なのですが、社会における「居場所」と「出番」を作ることで、住居、就労の確保をしていくことが大きな施策のポイントになっております。

それから 3 番目は調査・分析で、再犯の実態を調査・分析して研究を行うことです。

4 番目は広報活動です。広く国民に理解を求めていく必要があります。

そのような 4 つの総合対策の下に数値目標が決められております。

これは、出所後 2 年以内に再び刑務所に入所する者の割合を、今後 10 年間で 20 パーセント以上減少させることが大きな課題になっており、その課題に向けて法務省の各部局において対策をそれぞれ立案・実施に移していきます。

次に、就労における現状と課題について説明させていただきます。統計資料ですが、これは平成 20 年から 24 年までの 5 年間に保護観察を終了した者について、その保護観察中の再犯率を比較したものです。

これによると、有職者、仕事を持っている者は再犯率が 7.5 パーセント。それに比べて無職者は 29.8 パーセントと約 4 倍になっています。

次に、保護観察終了者に占める無職者の割合。これは、平成 19 年から 24 年に保護観察を終了した者のうち、無職である者の割合を示していますが、平成 21 年から急激に上昇しており、現在も高水準で推移をしています。平成 20 年はリーマンショックがあった年で、バブル期と呼ばれている平成 2 年には保護観察終了者の無職の割合は 15.8 パーセントということから、この数値は経済状況の影響をかなり受けて変動しやすいということが言えると思います。

それから、レジュメのスライド 17 は刑務所の再入所者に占める無職者の割合で、刑務所に 2 回以上服役した者の再犯時の職業の有無を見てみたものです。これによると約 7 割の者が、再犯をしたときに

無職の状態であったことが分かります。

今まで見てきた統計から、刑務所出所者等の就労支援は喫緊の課題だと言えます。これに対して、国としてどう対応しているのでしょうか。

今まで見てきた状況、無職者の再犯が多いことから、平成 18 年度から法務省と厚生労働省が連携をして、刑務所出所者等の総合的就労支援対策を実施しています。

これは矯正施設に入所しているときから、中で職業訓練を行ったり、あるいはハローワークの職員による職業講話などを行ったりしています。出所後は、保護観察所とハローワークが就労支援チームを組み、就労支援メニューと呼んでいますが、職場体験講習やトライアル雇用、身元保証制度など、そのような就労支援メニューを活用して就労に結び付けていることを実施しています。

この対策によって、平成 18 年から 24 年度までの 7 年間に刑務所出所者等、約 43,000 人に就労支援を行った結果、約 15,000 人の就労を確保しました。就職率はだいたい 35 パーセントですが、そういう状況になっています。

この就労支援の施策の中で最も重要なのは、協力雇用主の存在です。協力雇用主とは、犯罪や非行をした人の前歴を承知のうえで、その人を雇用していただいている方です。平成 26 年 4 月 1 日現在で、全国で 12,603 社が協力雇用主として登録をいただいております。京都の場合は、今のところ 160 社程度の協力雇用主に登録をいただいております。協力雇用主の数はかなり増えてきていますが、ただ、約半数が建設土木関係であるという職種に偏りが見えます。あと、従業員数が 100 人未満の中小零細企業が多いです。登録数は増えていますが、実際に協力雇用主の下で働く対象者の数はなかなか増えていないという状況があり、12,603 社が平成 26 年に登録されていますが、実際に雇用されているのは 1,230 名です。徐々に増えてはきていますが、こういう状況でございます。

それから協力雇用主の規模については、5 人から 29 人の従業員の事業所がかなり多いと言えます。下のグラフは協力雇用主の被雇用者数で、これも 5 人から 29 人の企業さんの下で働いている方が多い。24 年は、30 人から 99 人の事業規模の所にも少し増えている状況にあります。

こういった協力雇用主の支援といたしまして、国は 3 つの支援をしています。

1 つ目はトライアル雇用制度です。刑務所出所者等を試行的に雇用した場合に、3 箇月間で月額 4 万円をお支払いしています。最大で 12 万円です。ただし、これには条件があり、雇用保険の適用事業の事業主であるという一定の要件が必要で、縛りが掛かっています。

それから、身元保証制度です。これは身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長 1 年間、雇用主が刑務所出所者等によって被った被害のうち、一定の条件を満たすものについては、上限額の範囲内で見舞金をお支払いすることになっています。

それから、3 つ目が新しい取組で、職場定着協力者謝金です。これは更生保護施設に入所者を対象に、

刑務所出所者等を雇用した場合に継続雇用、それから職場定着のための指導等に対して謝金をお支払いします。ただし、トライアル雇用との併用はできず、最大で124,800円が支給されます。

就労支援メニューを活用した事例を紹介します。

これは、犯罪白書に出ている事例ですが、C男は高校卒業後、地元で工員としての就労経験がありました。ただ、職場で同僚からいじめを受けたために就労生活に対して不安を抱いていることが分かったので、公共職業安定所の担当者の勧めにより就労支援メニューの中の「職場体験講習」を活用し、協力雇用主である地元の福祉施設で講習を受けることになりました。2箇月間はそういう体験講習を受けていましたが、自分が職員として適性があるかどうか不安があるという話が出て、就労支援メニューの中の更に「トライアル雇用」を活用することにしました。3箇月間トライアル雇用を実施し、その結果、C男の努力もあり、誠実な勤務態度が評価をされ、正式雇用をされたという事例があります。

それから、法務省矯正局で協力雇用主に対する調査が行われています。平成23年5月に全国の保護観察所に協力雇用主として登録している企業、それから刑務作業を契約している企業2,547社に対して、刑務所出所者等を雇用することに関するアンケート調査を実施をしました。そのアンケート調査の結果を御紹介します。

刑務所出所者等を雇用する際の必要条件として雇用主が一番多く挙げているものは、何と社会人としての自覚です。それから続いて社会常識となっております。

身に着けておいて欲しい知識・能力の方も社会常識が群を抜いており、雇用主の方では、そういった社会人としての自覚を持って欲しいと、そういう思いが強いようです。また、刑務所等で実施して欲しい就労対策として、刑務所出所者等との面接の機会を持ちたい、実際に刑務所や少年院に入っている間に面接をして、その人物を確かめてみたいと。そういう思いを持っていらっしゃるようです。

そして、国のどのような支援策があれば雇用可能かということに対しては、出所者の身元保証が一番高い集計となりました。その点については、先ほど説明いたしました身元保証制度がありますので、雇用主の要望に応えた制度になっているということになるかと思います。

この調査から最終的に分かることは、協力雇用主や契約企業は、刑務所出所者等を雇用するに当たって、その者の内面、社会人としての自覚や社会常識を非常に重視されておられ、また、その者の身元保証や住居の確保について不安を持っておられるため、その者と面接をして、人柄や就労意欲等を確認し、そして、自社での就労体験を経たうえで、雇用したいと希望されていることがうかがえます。

そういうことから、身元保証制度を活用する、あるいはトライアル雇用を活用する中、刑務所出所者等が自分とその職場に適用できるかどうかを見ていくというような働き掛けが有効ではないかと考えています。

それから、民間組織である協力雇用主に対する支援として、NPO法人全国就労支援事業者機構とい

うのがございます。これは経団連などの経済界の発意により、平成 21 年に設立され、刑務所出所者等の雇用拡大の支援や広報の充実を図っていただいている全国中央組織でございます。それぞれ各都道府県には、各都道府県の就労支援事業者機構というのがありまして、京都の場合は、京都府就労支援事業者機構というのがあり、現在、聖護院ハッ橋の鈴鹿社長さんに会長を引き受けていただき、運営をしていただいております。

この全国就労支援事業者機構の設立された目的として、趣意書を御紹介したいと思います。

治安の確保による恩恵は社会全体にもたらされるものであり、犯罪者や非行少年の就労の確保についても、本来ごく一部の善意の篤志家の手によってではなく、経済界全体の協力と支援によって支えられるべきものと思われまふ。そうであるとすれば、事業者団体は、犯罪者等の就労支援が重要であるとの考えを傘下の事業者に浸透させることに協力するとともに、自らは犯罪者等を雇用できない大企業、その他の企業は資金面で協力することとし、その基金を利用して実際に犯罪者等の雇用に協力する事業者の数を増やすとともに、それらの事業者が犯罪者等へ支払う給与等について助成するなどのスキームが必要であると考えられます。そのようなスキームを可能にする組織として、我々は、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構を設立しようとしたものであります。

全国就労支援事業者機構は大企業、トヨタなどかなり有名な企業が入っており、そこで刑務所出所者等を雇用することができないために資金面で支援をしていきます。その全国就労支援事業者機構がそれぞれ各都道府県就労支援事業者機構に助成をし、それに基づいて助成事業をそれぞれの各都道府県就労支援事業者機構が行っています。京都の場合には、協力雇用主として登録された企業が対象者を雇った場合には、給与補助という形で奨励金を支給しております。このような形で協力雇用主の支援を行っております。

さらに、就労支援の必要性ということで、これまで刑務所出所者等の就労支援に関する様々な取組や成果を紹介させていただきましたが、それでもなお、保護観察終了時の無職者率が高水準で推移しているなど、刑務所出所者等の就労支援は依然として厳しい状況にあります。支援をしても、ミスマッチなど就労が継続しないものが多数に上がっているというような状況があり、そこで新たに対策を取っております。

更生保護就労支援事業は、平成 23 年から 25 年まではモデル事業として実施していましたが、この事業は多様なノウハウを持つ民間団体に国が委託をし、刑務所服役中から終了後の職場定着に至るまでの、継続的で、きめ細やかな寄り添い型の支援です。寄り添い型の支援とは、例えば、ハローワークに行ったことがない方のために、ハローワークと一緒に付き添って行ってあげ、そこで求職方法を教える、あるいは就職した場合に、就職後の職場での色々な悩みや相談に応じる、又は雇用主にアドバイスをする、住居がない者に対しては定住支援、住居を確保できるようにアドバイスするなど、様々な形で寄り添い

型で行う支援のことです。

あと、企業ネットワークを活用した協力雇用主の開拓を行っております。これも新たな取組で、更生保護就労支援事業として4つの就職活動支援、それから職場定着支援、雇用基盤整備、定住支援（岩手・宮城・福島のみの実施）という働き掛けを行うものです。

就職率が、503人中389人という状況で、かなりの成果を上げております。

職場定着支援も、就職あっせんをして職場に定着する定着率が79パーセントという状況にあります。

京都の場合は更生保護就労支援事業の対象ではありませんが、京都府就労支援事業者機構にスタッフとして、ハローワークの相談員の経験をお持ちの方を1名採用しまして、同じように寄り添い型支援を行っております。

それから、保護観察対象者等の雇用制度を導入する都道府県が増えております。これは、対象は少年になりますが、臨時的任用職員として保護観察対象者を雇用する制度です。まだ対象者の選定ができていませんが、京都府におきましても昨年の12月にこの制度が導入されています。また京都市の方では、今のところ、検討していただいているところでございます。

それから、それと合わせて公共工事等の競争入札における優遇措置ということで、協力雇用主として対象者を雇用している企業に対して、公共工事の競争入札において、加点を行って優遇を行うという制度が出来ております。現在、京都府におきましては、平成27年度からの公共工事の競争入札における優遇措置を導入する予定で準備を進めておられます。

就労支援については以上ですが、その次に、行き場のない刑務所出所者等の現状として重要な生活基盤である住居の確保について説明をします。

レジュメ35のグラフは、適当な帰住先のない刑務所満期出所者等の数の推移です。満期出所者となると、刑務所に自らの帰住先を申告するわけですが、その際に親族や雇用主などの適当な帰住先がない者は、申告した者の数になります。平成24年は、満期出所者が約13,000人いましたが、その半分以上の者、6,995人が適当な帰住先のない者ということになります。近年、こうした適当な帰住先のない者が増えている状況にあります。

これは、刑務所に2回以上入ったことがある者で、前回の刑務所出所時に適当な身元引受人がいなかったという者の割合です。これは、刑務所に入る回数が増えるに従って、帰住先がなくなる傾向を示しています。

これらの対策のために更生保護施設という施設が全国にございます。現在、民間の更生保護法人や社会福祉法人が運営している103箇所があります。京都の場合は3箇所あり、行き場のない刑務所出所者等がそちらの方で生活をして自立を図っていきます。今、その受入れを拡大していこうとしています。

更生保護施設においては、適当な帰住先がなく行き場のない刑務所出所者等に対して、居室や食事を

提供するとともに、自立に向けた就労支援や生活訓練などを行っております。

更生保護施設の受入機能を強化するために、近年、法務省では高齢や障害のある刑務所出所者等を受け入れられるように、専門の福祉職員を配置する、あるいは自立困難者を積極的に受け入れるように委託費の単価を上げるなどの対策を進めております。

これ以外に、薬物依存に対する対応策として、臨床心理士などの資格を持つ専門職員を更生保護施設に配置し、薬物依存の回復プログラムを実施したり、自助グループによるミーティングを受けられるようにしております。

更生保護施設は、収容能力的に2,400名ほどしかなく、また、これ以上更生保護施設を新たに作るのもなかなか難しい状況があるため、新たな住居確保の枠組として、緊急的住居確保・自立支援対策を平成23年から行っており、宿泊場所、アパートなど賃貸の居室を確保してホームレス支援をしているNPO法人、あるいは社会福祉法人に対して、保護観察所が宿泊・食事の提供と共に毎日の生活支援を委託しています。これによって、更生保護施設が足りない分を、自立準備ホームと呼んでいます。新たな帰住先を確保して対象者の受入れを進めているところでございます。

以上、刑務所出所者等の「出番」と「居場所」を確保することについて、お話をさせていただきましたが、このように刑務所出所者等のためにコストを掛けることについて、犯罪をしたことのない一般の人でさえ生活に困っている状況が多いのに、なぜ税金を使って犯罪をした人を支援しなければならないのかといった声も、実際多くあることは事実です。

けれども、刑務所出所者等が再び罪を犯せば、新たな被害者が生じてしまうということになります。これは第一に防がなければいけません。また、再び刑務所に戻るようなことがあれば、刑務所収容に対する経費は相当額に上り、捜査や裁判に掛かる費用も合わせると多額のコストが掛かってきます。そのような中で、今まで説明したとおり、人的・物的資源を活用しながら刑務所出所者等の再犯を防止する更生保護の役割は、一定のコストを掛けたとしても、安上がりに行えるという面があります。

そのような中で、我々の活動を地域の方々に知っていただく、理解をいただくという働き掛けが一番重要になってきます。したがって、更生保護関係者で、毎年7月に、「社会を明るくする運動」という名称で犯罪予防活動などを行っています。講演会、あるいは街頭啓発活動、パレードなど、それぞれ地域の方に更生保護の在り方を知ってもらい、理解を深めていただく働き掛けをしております。

今年の第64回社会を明るくする運動のポスターですが、キャッチフレーズは、「おかえり。」という表現を使っています。犯罪や非行をした人を地域で受け入れて、その地域の中で犯罪や非行のないように更生をさせていく。そうすることで犯罪や非行を防いでいく。そういう働き掛けが、更生保護の働き掛けになります。

更生保護はそういう意味で非常に重要な役割をしており、その重要な役割の中で民間の保護司、それ

から更生保護女性会，ＢＢＳ会，更生保護施設，協力雇用主，こういう民間の方々の力によって更生保護が機能していることは，御理解いただきたいと思います。

本日の受講者の方々の中に，保護司をされている方もいらっしゃると思いますが，今，保護司のなり手が少ない状況にあります。そのような状況の下で，何とか保護司の数を増やしていくことが大きな課題になっています。

なお，協力雇用主の数は非常に増えており，京都保護観察所にも協力雇用主になりたいというお申出を受けることが度々あります。また，皆様も協力雇用主として，更生保護に協力をしたいというお気持ちを持っていただけたら，是非，保護観察所までお願いします。そちらへ問合せをしていただければと存じます。１人でも多くの方が更生保護に御協力いただけるようお願いをいたしまして，講演を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

（小野氏講演 終了）

（事例発表 開始）

○十河 皆様，こんにちは。株式会社ケーエム工業代表取締役の十河と申します。

最初に，弊社は平成元年の設立で，資本金は２，０００万円，本社は伏見区醍醐にございます。営業所は名古屋と東京にございます。そして，主な業務内容は，トヨタ様，アイシン様，カヤバ様，デンソー様などの開発試作を主に担当させていただいております。自動車部品が主です。京都では日本電産様ともお取引させていただいております。

自社製品には，埋設管標示ピン。名前は立派ですが，実は，道路によく打ってある水やガス，電気などの表示に使われているあのピンです。それらを製造して，販売を，北海道から沖縄まで，各市町村に年間二，三十万本行っております。弊社のこのピンはオールステンレス製です。他にパテント製品で，エアモーターカーとか静電気除去ペイントなどがあります。

従業員は２０数名の零細企業でございます。現在，１名の就労支援担当者を製造部部長として置いております。

私は，平成元年に法務大臣から保護司の委嘱を受けて現在に至っております。私の母も保護司をしておりました。５９歳で他界し，母親の遺言もあり，２代目をさせていただいております。この２６年間に，６０数名の対象者の更生保護に努めてまいりました。ただし，同じ人を２回受け持ったことも数回ありましたし，兄弟二人を受け持ったこともあります。

まず，罪を犯した人や非行に走った人が更生するには，就職の機会を与えて，経済的に自立すること

が極めて重要です。出所後の未来は、決して明るいものとは言えません。家族や親戚、近隣から遠ざけられている彼らが、経済的に自立しなければ、再び罪を犯して非行に走ってしまうことは容易に想像できます。出所者が、少しでも早く職場を見つけて、定着できるよう、本日お越しの皆様方に、就労支援事業の一層の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

ここで、事例を御紹介します。弊社は、今までに数人採用いたしましたが、残念ながらうまく行かないケースも何件かございました。

例えば、うまく行かなかったケースでは、今から 20 数年前、私がまだ保護司 1 年生の頃の話があります。私が更生させるんだと意気込んでいました。彼は、窃盗で刑期を 6 箇月ほど残して仮出所してきた青年でした。引受人である本人の実の母親の強い申出で、弊社に運転手として採用しました。彼は、朝 8 時から会社の車で私を迎えに来て、毎日頑張って、残りの刑期をまじめに終えました。そして、1 年ほどして、もう大丈夫だと思った矢先に、何の連絡もなく、突然会社に刑事さんが来られて、その社員を連れて行きました。そのとき、本人とは何の話もさせてもらえませんでした。後日、新聞で本人の顔写真と事件の内容を知り、保護司としてすごく落胆しました。もう保護司なんて絶対できないと思ったくらいです。

また、こういったこともございました。「こんにちは。先生おられますか。」と来訪者があり、私は最初、誰だか全く分かりませんでした。話をしているうちに分かりました。15 年ほど前のことですが、薬物で 2 箇月ほど余して仮出所してきた元美容師の青年の話です。彼の引受人は彼の実兄でした。彼の実兄には家庭があり、嫁と二人の小学生の子どもがおりました。彼は、そんな兄や両親に、二度と迷惑は掛けないぞと、真っ白な気持ちで出所して、私の下へ来たのです。その後、彼は持っていたお金も全てなくなり、食べ物も食べられず、二、三日、水だけで生活していたようです。仕事を探しても、仮出所の身ではなかなか採用されません。このような状態では再犯の可能性もあるのではと私は思い、してはいけないことですが、彼に「私が生きている間に返してくれたらいいから。」と、少しのお金を手渡しました。彼は、そのときのお金を返そうと、私の下に訪ねてきたのです。彼が最初に言った言葉は、「先生、生きていてくれてよかったわ。」でした。このとき、私は保護観察が終わっても、本人にとっては、15 年たっていても、今でも保護司なのだと痛感しました。彼は「京都に来たら、先生、また来ます。」と言って帰っていきました。私は本当にうれしかったです。保護司をしていて本当に良かったなと思いました。現在、彼は東京のある美容室で、自称カリスマ美容師として頑張っているらしいです。こんなうれしい話もありました。

次に、この就労支援が始まってから、当社が協力雇用主として初めて採用した一人の男性の事例を発表させていただきます。

彼は昨年 9 月、裁判員裁判により、執行猶予 5 年の保護観察処分を受け、被害弁償金の全額を、被

害者本人に支払いました。昨年の10月23日、私は本人の面接をしましたが、本人は非常にまじめで、仕事に対してもすごく情熱的でした。また、将来の設計も出来ており、毎月10万円ずつ貯金して、300万円たまったら、今の彼女と結婚するんだと、面接のときにそんな話をしてくれました。そして、現在もう100万円たまったとのこと。11月5日から、3箇月のトライアル雇用を経て、その間、彼は無遅刻、無欠勤でした。そして、今年の1月16日から、製造部の正社員になり、雇用担当の製造部部长、彼の直属の部下として、製品の集配や納品、それから計上測定機や投影機などを使って、検査成績書を作成し、現在、毎日頑張っております。彼は2月に、ISOの9001番、内部監査員の資格も取得しました。現在、彼の給料は22万円です。彼には反省の念も強く感じられます。まだ安心はできませんが、私は、うまく飛び立てたのではないかと思います。まだ少し早いかもしれませんが、うまく彼女と300万円ためて、一緒になって、うまく飛び立てたらいいなと思っております。

結びに当たりまして、保護司として、各企業の皆様方をお願いいたします。刑務所出所者の無職の再犯率は非常に高く、就労と再犯防止との関係は非常に密接であると痛感しております。犯罪や非行のない、安全で安心な地域社会の実現は、私たち全保護司の願いです。過ちから立ち直ろうとする人たちの就労を確保できる社会復帰を御支援いただきますよう、また更生保護に御理解いただき、今後も御協力をよろしくお願いいたします。私も微力ながら就労支援協力雇用主として、今後も頑張っていく所存でございます。

本日は、御清聴誠にありがとうございます。終わります。

○司会 十河代表取締役、ありがとうございました。

続きまして、株式会社輝コーポレーションの小森取締役、発表をお願いいたします。

○小森 皆さん、こんにちは。株式会社輝コーポレーションの小森浩司です。

まず、出所された方を雇用するようになったきっかけについてお話ししたいと思います。七、八年ほど前ですが、私の十何年来からの知人であるSという方に、当社の方で仕事に従事していただいております。我が社は建設業、土木業をやっておりますが、余りにも人が足りずにどんなに募集しても集まらず困っていたときに、その友人であったS氏が、刑務所から出所された方が保護施設におり、仕事がなかなか見つからないようだから、そういう所に一度行ってみてはどうかと教えていただきました。そこで連れて行ってもらい、雇用したのがきっかけでございます。それ以降は続々と、御紹介いただき、従業員が増えてきております。その中で、例えば、出所後、某スーパーゼネコンの大手の建設現場において、今となっては現場監督又は現場所長となっている者もいます。今までのことを気にしながらも、それでも堂々と恥ずかしがらずに頑張っている成果が出て、今やそういう所でも仕事に従事しています。

また、我が社は、株式会社輝コーポレーションの土木以外に、IT関係のソフト開発、販売業の方の会社で㈱ブラクティという会社もあります。そこでは、また某大手の電気会社とも取引をし、またエンドユーザーでは、クリニックや病院など様々な所と取引をさせてもらっています。本日の保護観察所長さんのお話にもありましたが、個人の個性と能力に応じて、建設業以外の所に適するのではないかという方には、ITの部門で採用したこともあります。その方が仕事を始めてから、なぜかその某大手の電気会社の職員の方と密接な関係になり、今年の4月にめでたく結婚されました。そういう風にまじめに社会復帰しようとしていたのが結局は功を奏して、その相手の方にその部分も説明したうえで、無事結婚され、家庭を築くというようなドラマ的な面も起こることもたくさんあります。そんなときには、このように社会復帰を目指している方を雇用して良かったなと多々実感いたします。

しかしながら、当然、失敗だな、残念だなと思ったこともあります。残念なことに、更生保護に掛かる採用のきっかけを頂いたS氏ですが、その後、彼は再犯で収監されました。そのときにやはりもっと早く気付いていたら、過ちを繰り返すことはなかっただろうと、今では残念な気持ちでいっぱいです。会社の中でやはりコンタクトが薄かったのかな、やはりもっと話ができたらよかったかなと、今となっては遅いですが、そういう反省の気持ちでいっぱいになることがあります。

そして、もう一つ残念だったのが、昨年に4箇月ほど、我が社で雇用した方です。採用時、そのときは更生保護施設から来られており、また色々と相談とか話は聞いていたのですが、その方も昨年の8月に罪を犯し、逮捕されてしまいました。その方とは、これまで付き合ってきて色々な話をしており、もうその者の性格も分かっていたつもりです。ですから、僅か4箇月間の付き合いの仲でしたが何とかしてやりたいと、更生保護施設の施設長とも話をし、弊社の従業員全員に嘆願書を依頼しました。すると、全員気良く「分かりました。」と全員嘆願書にサインしてくれました。やはりその方の人間性が分かっているから社員も皆何とかしてやりたいと、協力してくれたのです。そして、めでたくこの8月3日、短い期間で刑を終えて社会復帰されました。今、心配してくれた従業員の仲間みんなに対して、何とか応えたい、返したいということで、今まで以上に、またほかの従業員以上に、真剣に会社のことに取り組んで頑張ってくれています。やはりそういうことで、更正につながっているんだと実感する次第であります。

私の社には社員が55名ほどおり、刑務所から社会復帰された方で残っている方が24名。そしてホームレスであった方が15名います。その方たちも当然やはり住所不定でしたが、各役所と協議させてもらったうえで住民票を定着させていただきました。また、この9月から東北で除染作業など、国の大事な事業に協力してもらえる者はいませんか、と他府県の更生保護施設の方にお話をさせていただきました。是非とも何とか報いたいという方が8名応募され、来月の7日から現地で業務に従事される予定になっています。刑を終えて出所した方々は、やはり更正したい、頑張りたい、今度はみんなに報いた

いと思っておられます。彼らの居場所、周りとの絆、輪などをやはり求めているのだなと実感しています。

なぜ私もそういう方たちに何とかしてやりたいという気持ちで動いているかという、この私も恥ずかしながら、小学校の頃、やんちゃをしておまして、やはり後ろ指を指され、教護院に入ったことがあります。そして、小学校卒業と同時に退所して親の下へ帰ったわけですが、そのときにおられた校長先生が皆に、「こういう所にいたことを恥ずかしがるな。当然色々な人生があつて、そういう失敗は誰にでもある。ただ二度とその同じ過ちを犯さないよう、こういう場所にいたことを忘れないこと。また大きくなれば幸せな家庭を築いて、ここにお父さんはいたのだと胸を張って言える自分になりなさい。そういう大人になりなさい。」と言いました。私は、この言葉が心に深く残っています。だからこの刑務所を出所して社会復帰した方にも、色々な人との絆を育て、1人でも多く堂々と更正して社会復帰を果たしてもらい、再犯のない、安心な環境づくりと社会づくりに少しでも寄与できればと思って、取り組んでいます。

我が社には、調理師の免許を持った方や、色々な資格を持った方がおられます。その面では本当に人材の宝庫だと思っています。そういう方と真正面からぶつかって、何とか期待に応えて、更正できる生活環境に整えてあげたいと願っています。ですから、更に適材適所の方を受け入れられるように、色々な事業へと拡大していければと考えております。

明るい社会のため、1人でも多くの社会復帰につながりますよう、本日受講の企業の皆様方におかれましても、更生保護の趣旨への御理解を賜り、雇用への御検討をいただければと願っております。

以上をもって、私の報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会 小森取締役、ありがとうございました。

(事例発表 終了)

(質疑応答 開始)

○司会 続きまして質疑応答に移ります。それでは御質問がある方は挙手でお願いいたします。マイクをお持ちいたします。

御質問、何かございませんでしょうか。

○会場 ケーエム工業の社長様と輝コーポレーションの社長様にお聴きしたいのですが、出所された方を受け入れて、その方の刑や犯罪の経歴の情報について、職場のほかの従業員に対しての取扱いは、ど

のようにされていますか。全く情報は伝えないのか、伝えるのであれば、どの程度の範囲を伝えるのか、お聴かせいただきたいなと思います。もう一点は、出所された方のサポートは個別でされているのでしょうか。その辺をお聴かせいただければと思います。

○十河 私どもの方はまず、私と就労支援担当者、この二人だけは彼のことについて知っています。ほかの従業員は一切知らせません。

また、就労支援担当係の彼は、保護観察所での講習会や、刑務所で開催される研修を受けてきております。彼は、保護司になってよいくらいの研修を積んでいますので、彼にだけは全ての情報を持たせています。

○小森 弊社も、同様、経歴等個人情報を把握しているのは専務取締役の部長と私だけです。他の社員には公表しません。また面接で状況等をお聞きしたうえで、どのように対応すべきかと考えています。

職場は、数十人という小さな規模なので、自分から周りの人に話すことも考えられます。そういうことがないよう周りの社員がみんなで気遣い、サポートし合うのが自然の流れになってきています。月1回、バーベキューパーティをしますが、そういうときに腹を割ってお酒を飲みながら話をします。そこでは、自然と周りのみんなが見守っているよと感じるような雰囲気になるように心掛けています。そうすることで、途中で精神的に折れそうになったり、その場から逃げたいと思うようなときでも、みんなの気遣いで元気が戻り、長く勤めてこられると考え、そのようになるように努めています。

○司会 ほかに御質問ございませんでしょうか。

○会場 会社が出所された方を受け入れる、若しくは元々社員だった人が罪を犯す、そういったときに被害者の方や、インターネットで名前を検索されるなどで気付いた周囲の方から会社の方にクレームが入ることはないのでしょうか。また、そのような場合に気を付けることがあれば教えていただきたいなと思います。

できれば、お二人に聞きたいと思います。

○十河 色々と問題はあります。窃盗もそうですし、一番問題なのは性犯罪などです。しかし、本人には、一生懸命立ち直ろうとしているその気持ちがあります。私たち保護司は、それを大切に支えてあげる。食べていけず、どこにも雇ってもらえない。仮釈放というだけで、どこにも就職できないという困難に多々遭います。そんな状況で刑期が6箇月続けば、再び犯罪に手を染めかねません。

だから私が一番皆さんにお願いしたいのは、1社に1人でよいのです。1社が1人雇用いただければ、彼らは社会復帰できるのです。特に、本当に暴力団に所属した人でも、一生懸命真っ白に更正された方がおられるのです。だからそういう人を助けてあげたい。引っ張り上げてあげたい。性犯罪であろうと、窃盗であろうと、罪を犯した人たちを怖いなと思ったら、人を更正させることは、私は絶対にできないと思います。残念ながら、そのような世間の目は、彼らを孤立させ、再び社会から疎外させ、再犯に向かわせてしまいます。

○小森 幸いなことに弊社の専務の住居が、社員宿舎の向かいにありますし、また隣近所にも私どもの親戚がたくさんいますので、みんなで見守り目配りをしていますので、御質問のような事態は、今のところ発生していません。

しかし、もし、そういうことが起これば、弊社には、顧問弁護士もおりますので、法的な手段も含めて対応するつもりです。したがって、社員には、心配せず、堂々と頑張って働いて欲しいと励ましております。

○司会 ほかに質問、ございませんでしょうか。

ないようでしたら、これで終了させていただきます。

それでは本日、御講演いただいた小野所長、そして事例発表をいただいた十河代表取締役、小森取締役に感謝の意をこめまして、もう一度、皆様の大きな拍手をお願いいたします。

ありがとうございました。これをもちまして本日の講座は終了でございます。

(終了)